

後見支援預金 特別約定

2020年4月1日 改定

後見支援預金は別途交付します「普通預金規定」（以下「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1. 利用対象者

家庭裁判所から「指示書」を交付された方のみご利用いただけます。

2. 手数料

- (1) 後見支援預金の口座開設にあたっては、当金庫所定の口座開設手数料をいただきます。
- (2) 口座開設後2年目以降毎年、当金庫所定の日に当金庫所定の口座管理手数料をいただきます。
なお、契約期間中に解約する場合、口座管理手数料は返却しません。
- (3) 口座開設手数料および口座管理手数料は、後見支援預金口座から口座振替によりいただくものとし、預金口座からの払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

3. 取扱店の限定

口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。

4. 取引の方法

すべての取引は、家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき行います。

5. 自動支払い

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

6. キャッシュカードの取扱い

キャッシュカードは発行できません。

7. ATM利用

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

8. 死亡時等の取扱い

成年被後見人が死亡した場合、あるいは未成年後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続あるいは口座解約手続等が必要となります。

9. 適用条項

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

以 上